

協議第 29 号

平成 16 年 6 月 23 日確認

各種事務事業の取扱い（学校教育関係その 4）について

各種事務事業の取扱い（学校教育関係その 4）について別冊のとおり提出する。

平成 15 年 10 月 9 日提出

平成 16 年 6 月 23 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議第29号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
学校教育関係（その4）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	教育文化部会
関係項目	学校教育関係	分科会	学校教育分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
20 日本体育・学校健康センター災害共済給付事務(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付事務	学校健康センターの災害共済給付制度は、国と学校園の設置者と保護者の三者の分担協力で、成り立っている互助共済制度である。学校園の管理下で発生した、災害に対して災害共済給付(医療費、傷害見舞金、死亡見舞金)を行い保護者の経済的負担を軽減するもの。各学校園の幼児児童生徒数の報告をし、掛け金を納付し、災害報告・給付請求の事務を行っている。 ・掛け金の半額は保護者が負担している。 ・保護者負担分の金額 幼稚園 797人 159,400円 小学校8,587人 3,606,540円 中学校4,064人 1,706,880円	同左 ・掛け金の保護者負担はなし、全額市負担としている。 ・市が負担している保護者負担分の金額 幼稚園401人 80,200円 小学校2,225人 934,500円 中学校1,067人 448,140円	同左 ・掛け金の保護者負担はなし、全額町負担としている。 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園182人 36,400円 小学校982人 412,440円 中学校499人 209,580円	同左 ・同左 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園136人 27,200円 小学校425人 170,940円 中学校267人 107,520円	同左 ・掛け金の保護者負担はなし、全額村負担としている。 ・村が負担している保護者負担分の金額 幼稚園 33人 6,600円 小学校232人 97,440円 中学校141人 59,220円	同左 ・掛け金の保護者負担はなし、全額町負担としている。 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園230人 43,400円 小学校704人 292,740円 中学校299人 140,280円

津地区合併協議会 調整内容表

調 整 の 内 容		20. 津市の例により調整する。新たに制度を制定する。(合併と同時)		
構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左 ・同左 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園127人 25,400円 小学校288人 120,960円 中学校161人 67,620円	同左 ・同左 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園254人 50,800円 小学校919人 385,980円 中学校460人 193,200円	同左 ・同左 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園 50人 10,000円 小学校716人 300,720円 中学校400人 168,000円	同左 ・掛け金の保護者負担なし、全額村負担としている。 ・村が負担している保護者負担分の金額 幼稚園 8人 1,600円 小学校 262人 110,040円 中学校 146人 61,320円	・掛け金の半額を保護者が負担するよう調整する。その場合の保護者の負担額は、年間で幼児1人あたり200円、児童・生徒1人あたり420円となる。 ・共済掛金の保護者負担については、(独)日本スポーツ振興センター法第17条第4項の政令で定める範囲内とするが、合併後当分の間(5年程度)、負担を軽減することとし、負担額については、合併までに調整する。 ・保育園についても、同様の扱いとする。 ・保護者負担額の範囲(施行令第10条第1号及び第2号) 保育園・幼稚園 共済掛金の10分の6から10分の9まで 小中学校 共済掛金の10分の4から10分の6まで ・津市の例により保護者負担を徴収した場合の総額 幼稚園(掛金260円の7.7/10) 200円×2,218人=212,928円 小学校(掛金840円の5/10) 420円×15,340人=6,995,040円 中学校(掛金840円の5/10) 420円×7,504人=3,421,824円 合計 10,629,792円 ・保護者負担を徴収しない場合の新市の負担総額 幼稚園 295円×2,218人=423,638円 小学校 875円×15,340人=13,974,740円 中学校 875円×7,504人=6,836,144円 合計 21,234,522円

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	教育文化部会
関係項目	学校教育関係	分科会	学校教育分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
26 遠距離通学費補助金	—	<p>○対象地区 榊原、栗葉地区</p> <p>榊原、栗葉地区の園・学校の統合に伴い遠距離通園通学となった園児・児童・生徒に対して、バス定期券等を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 園から住居までの片道の距離が4kmを超える場合 ・小学校 学校から住居までの片道の距離が4kmを超える場合 ・中学校 学校から住居まで片道の距離が6kmを超える場合 <p>・H14予算額 3,769千円</p>	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	26. 新たに制度を制定する(合併と同時)(確認済)
-------	----------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	<p>○対象地区 波瀬地区ほか</p> <p>中学校生徒において、生徒の住居から学校までの通学経路による片道の距離が6km以上の者につき、補助対象とする。</p> <p>・H14予算額 1,061千円</p>	<p>○対象地区 家城地区ほか</p> <p>中学校生徒において、生徒の住居から学校までの通学経路による片道の距離が6km以上のもの、家城小学校を起点として、片道4kmを超える集落地区の園児児童とする。</p> <p>・H14予算額 520千円(小学校3人、中学校 9人)</p>	<p>○対象地区 スクールバスの運行していない地区、及び運行区域から遠距離に在住している生徒に補助している</p> <p>小学校一片道の距離が4km以上 中学校一片道の距離が6km以上 (但し、スクールバスは除外)</p> <p>・H14予算額 578千円(小学生11人)</p>	<p>・各市町村とも旧村合併や学校の統廃合、及びスクールバスの運行情等々の理由から、地区や対象者を限定して補助金を交付している。</p> <p>・合併時には、現在の対象地区や対象条件に該当する生徒に限り補助制度を継続する。</p> <p>・補助の交付については、通学距離、地域の実情等を考慮し、新たに基準を設ける。</p>